介護保険移行でサービス切り下げ　障害者65歳の〝壁〟

障害のある人が65歳になると、障害福祉から介護保険制度へ移行させられ、サービスを切り下げられる―。このような事態が各地で起こり、大問題になっています。この問題で相談を受けた日本共産党市議が市と交渉。サービス切り下げを是正させました。　川田博子記者

さいたま市
田中　俊彦さん（68）

守谷千津子市議と話す田中俊彦さん

4年前に糖尿病で失明　訪問介護に「1日1時間に半減　生活できない」

さいたま市で一人暮らしの田中俊彦さん（68）＝仮名＝。無年金で生活保護を利用しています。64歳の時、糖尿病で失明し、視覚障害1級の手帳をとりました。点火の有無が分からないため風呂も沸かせず、調理も外出もできなくなりました。

障害福祉サービスで週3日（火、木、土）、1日あたり計2時間の生活援助の訪問介護（居宅介護）を利用してきました。

ヘルパーが沸かした風呂に田中さんが入ります。その間にヘルパーは、糖尿病や高血圧に配慮した2日分の食事づくりや、買い物、洗濯などをします。

さらに残りの週3日（月、水、金）の各1時間、ヘルパーによる散歩や買い物の同行援護を利用してきました。

全額自己負担で

しかし2014年1月、田中さんが65歳になると市は、障害福祉の生活援助の訪問介護を、介護保険に変えました。介護保険で行っているサービスがあれば、それを優先するとの原則からです。

介護保険のサービスを受ける場合は原則、1割の利用料を負担します。田中さんは1割の利用料が生活保護の介護扶助で給付され、負担はありません。

しかし、サービスは削られました。障害福祉から介護保険に移行した田中さん。今年1月、要介護認定の更新で要介護1から要支援2に下がりました。その結果、生活援助の訪問介護は各2時間から1時間に切り下げられました。

田中さんは「介護度が下がるのはおかしい」と再認定を要求。2回審査したものの要支援2のままでした。

「ヘルパーさんに頼んで、風呂沸かしや調理、洗濯などを2時間でなく1時間でやれるか試してもらいました。でも『無理です』と言われ、途方にくれました」と田中さん。

厚生労働省は、介護保険のサービスで足りない場合は、障害福祉サービスを上乗せするとしていますが、自治体によって対応はまちまち。さいたま市は上乗せしませんでした。

田中さんはやむなく、切り下げられた分を、全額自分で負担しました。2～4月分の自費負担額は9万3千円。障害者手当などを充てて何とか支払ったものの、今後の資金のあてはありません。

共産市議が交渉　市に是正させた

困り果てた田中さんは日本共産党の守谷千津子市議に相談。守谷市議は市の保健福祉局長に是正を求めました。「必要な人に必要な量の介護保険サービスを提供する、との市議会の答弁に反している」「生活援助の訪問介護の切り下げは命にかかわる問題だ」と。

市は生活援助の訪問介護の切り下げ分を障害福祉サービスで対応すると決定。田中さんが自費負担した利用料9万3千円を生活保護の特例措置で返還することも決めました。

田中さんは「守谷さんはいつも真剣に相談にのり、素早く行動してくれる。感謝しています」と話します。

優先原則は廃止に　共産党の提案

障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則により、障害者は65歳になると障害福祉から介護保険制度に移行させられます。その結果、サービスの打ち切りや切り下げ、自己負担の発生が大問題になっています。

日本共産党は同法第7条の速やかな廃止を要求。介護保険の対象年齢でも、それまで受けていた支援を受けられるようにし、障害者が障害福祉と介護保険を選択できるようにすべきだとしています。

実情に見合うサービス提供を

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会事務局次長
家平　悟さん

介護保険優先原則には多くの問題があります。生活援助の訪問介護は障害福祉同様のサービスを受けられない場合があります。障害福祉では無償とされてきた低所得者のサービスの利用料も、原則、1割負担になります。

介護保険制度では障害者の実情や要望に見合ったサービスを提供できず、その人権を守れません。

厚生労働省は、一律に介護保険を優先しないこと、介護保険で十分なサービスが受けられない場合は、それに上乗せして障害福祉サービスを受けられるように適切な運用をするとの通知を出しています。どの自治体でも通知にそった運用を行わせていくことが必要です。

介護保険優先原則の廃止、少なくとも選択制にして本人が選べるように、との運動をさらに進めていきます。

メディアをよむ

白神優理子

被　爆者の願いにこたえ核兵器を法的に禁止する史上初の条約が、122の国連加盟国によって採択された節目の年の「原爆の日」。各紙社説はどう伝えたのでしょうか。

「産経」の主張（6日付）は、「原爆の日　脅威見据え議論すべきだ」と北朝鮮のミサイル実験・発射を強調し、「敵基地攻撃能力保有の議論」が遅れていると指摘。原水爆禁止運動を「偏った反核平和運動」と攻撃します。

「読売」社説（同）も「日本は、同盟国である米国の『核の傘』に頼らざるを得ない。核抑止の考え方自体を否定する条約に加入するのは無理」といいます。いずれも被爆の実態・実相には全く目を向けていません。

他方、「朝日」社説（同）は、被爆者の被爆体験を掘り下げて、「被爆者の切なる願いが、国際法となって結実した」といいます。核抑止力論についても「核が使われた場合の被害は破滅的だ」と反論。政府には「被爆国のリーダーとして、被爆者の願いを実現する決意を示してほしい」と求めます。

核廃絶　誰の立場から報道

条　約に背を向ける政府には、地方紙からも批判が。

「戦争被爆国として、核保有国と非保有国の橋渡し役を自任する国として、あるべき状況とは到底いえない」（京都新聞社説、9日付）

「日本政府には先頭に立って主導するよう求め続けなければならない」（西日本新聞社説、同）

「日本は、核保有国などと共に交渉に参加しなかった。核廃絶を願う被爆者への裏切りであり、無責任極まりない」（琉球新報社説、6日付）

9　日、長崎を訪れた首相には、被爆者らからきびしい言葉が突き付けられました。「あなたはどこの国の総理ですか。私たちをあなたは見捨てるのですか」（「朝日」、10日付）。被爆の実態・被爆者の声から出発し「核廃絶」を目指すのか、軍事的な「脅威」をあおり背を向けるのかーメディアもきびしく問われています。（しらが・ゆりこ＝弁護士）